

旭医大達第117号  
令和3年8月23日

旭川医科大学病院脳卒中センター運営委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長  
学長職務代理 理事 松野丈夫

旭川医科大学病院脳卒中センター運営委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院脳卒中センター運営委員会規程（令和元年旭医大達第100号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) (組織) 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) センター長 (2) 副センター長 (3) 診療科の医師のうちから 3人 (4) 副看護部長（業務担当） (5) <u>事務局次長（病院担当）</u> (6) その他病院長が必要と認めた者 2 前項第3号及び第6号の委員は、病院長が委嘱する。 (略) <u>附 則</u> <u>この規程は、令和3年8月23日から施行し、改正後の第3条第1項第5</u>	(略) (組織) 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) センター長 (2) 副センター長 (3) 診療科の医師のうちから 3人 (4) 副看護部長（業務担当） (5) <u>病院事務部長</u> (6) その他病院長が必要と認めた者 2 前項第3号及び第6号の委員は、病院長が委嘱する。 (略)

号の規定は、令和3年4月1日から適用する。

【改正理由】

令和3年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。